

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

ノーマライゼーションかしわプラン

～第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期柏市障害福祉計画～

2018年度
(平成30年度)

2020年度

地域循環ネットワークシステムの構築に向けて
共生のまちづくり



KASHIWA



2018年3月
(平成30年3月)

柏市

第2節 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、取組施策・事業を定める計画です。

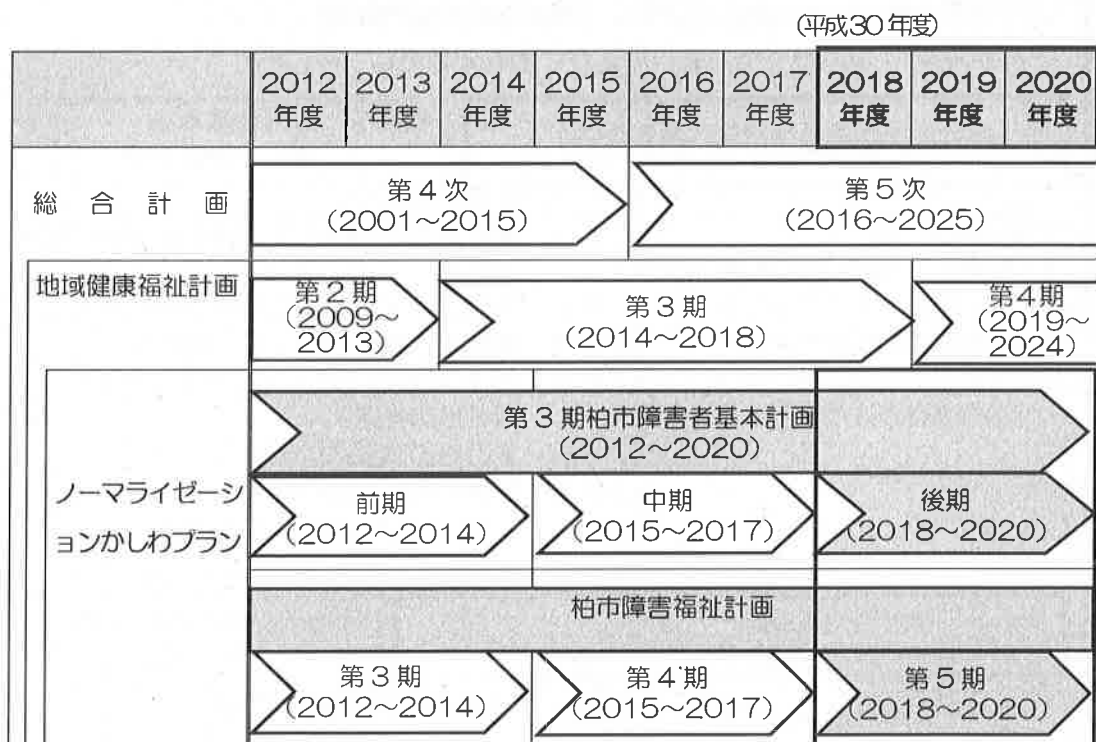
また、障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けられるもので、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を図るための供給見込み量や確保方策を定める計画です。

また、市の最上位計画となる「柏市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として策定します。

(2) 計画期間

計画の期間は、2018 年度から 2020 年度までの3年間とし、今回の見直しは9年間の「第3期柏市障害者基本計画」の後期計画と「第5期柏市障害福祉計画」に当たる部分を一体的に策定するものです。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。



2018~2020 年度 新ノーマライゼーションかしわプラン

(3) 上位計画との関係

本計画の策定における、計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は、次のとおりとなります。

柏市第五次総合計画【市の最上位計画】

〔将来都市像〕

「未来へつづく先進住環境都市・柏 ～ 笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点」

- ＜自立と支えあいの地域福祉の推進＞
 - 障害者の在宅生活を支える基盤整備
 - 障害者の自立，社会・地域参加の支援
 - 相談支援体制の充実
 - 権利擁護体制の充実
- ＜医療・介護及び支援体制の充実＞
 - 医療的ケアが必要な患者や家族等への支援

第3期柏市地域健康福祉計画【健康・福祉の部門計画】

〔地域健康福祉像〕

「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏」

- ＜施策の展開＞
 - 情報発信の充実，相談体制の充実，権利擁護体制の充実

ノーマライゼーションかしわプラン【障害福祉の部門計画】

〔基本理念〕「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」

第3期柏市障害者基本計画（後期計画）

根拠法：障害者基本法
第11条第3項

<p>＜重点施策＞</p> <p>1 相談支援・権利擁護体制の充実</p> <p>2 地域生活を支える基盤整備</p> <p>3 就労支援体制の充実</p> <p>4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実</p>	<p>柱1 福祉意識の醸成と支えあいの環境づくりの推進</p> <p>柱2 情報提供・相談，権利擁護体制の確立</p> <p>柱3 暮らしを支えるサービスの充実</p> <p>柱4 誰もが働きやすく，活動しやすい環境づくりの推進</p> <p>柱5 子どもの成長への支援</p> <p>柱6 健康・医療体制の充実</p> <p>柱7 安全・安心な生活環境の整備</p>
---	--

**第5期柏市障害福祉計画
（第1期柏市障害児福祉計画）**

根拠法：障害者総合支援法
第88条

- ・国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策
- ・障害児福祉計画（根拠法：児童福祉法第33条の20）を内包

柱5

子どもの成長への支援

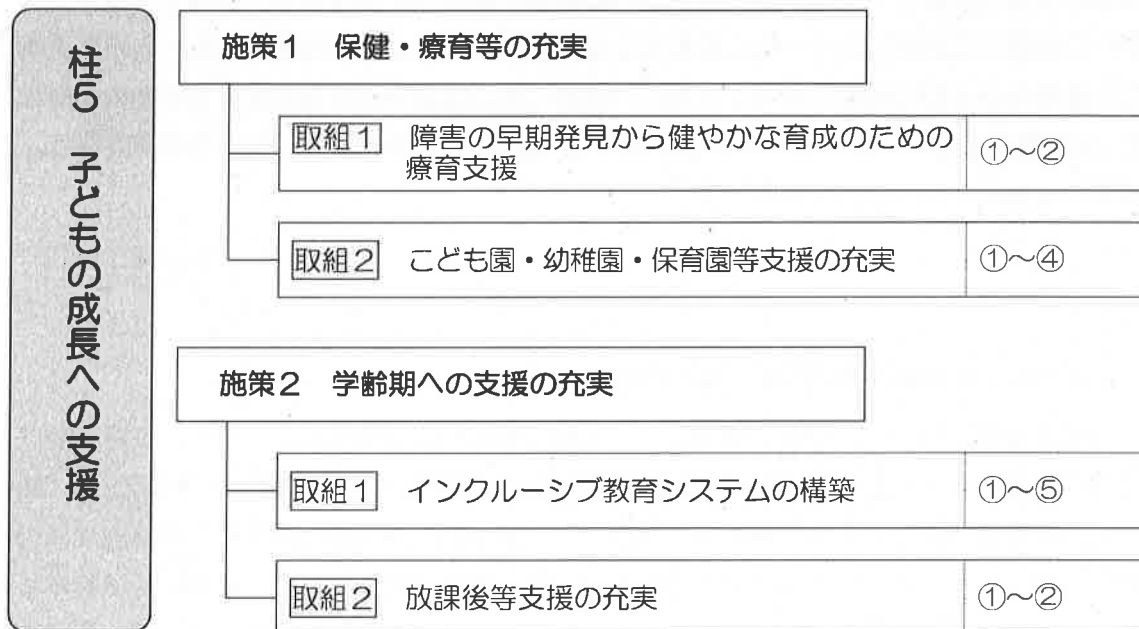
(1) 基本方針

健診等を活用して障害や発達支援の必要のある児童を早期に把握するとともに、適切な療育や福祉サービスの利用につなげるよう、早期支援の充実を図ります。

幼児期は児童発達支援の活用を図るとともに、こども園・幼稚園・保育園での集団生活をサポートする体制構築に取り組みます。

学齢期は児童の特性に応じた多様な教育環境を整備するとともに、特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応も含めて放課後や休日の支援、家族の子育てを支える施策を展開します。ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階に応じた関係者の連携を強化します。

(2) 施策の体系



施策1 保健・療育等の充実

(1) 施策の目的

- ▶ こども発達センターと官民の児童発達支援センターを中核とし、障害のある児童や発達支援の必要な児童の早期発見とフォロー体制、児童発達支援の充実に努めます。
- ▶ こども園・幼稚園・保育園をサポートし、適切な療育支援が受けられ、地域で育つ環境を整備します。

(2) 現状と主な課題

■ 障害の早期発見から健やかな育成のための療育支援

市では、幼児健康診査等の母子保健事業に「こども発達センター」から心理相談員を派遣することにより、支援が必要な児童の早期発見に努めています。

保健所と「こども発達センター」の相互の連携が図られることにより、「障害」と確定されない早期の段階から支援が必要な児童への支援が充実してきました。今後は、ライフステージを通じて切れ目なく一貫した療育支援を受けられるよう、相談・通所・入所事業所の支援体制の一層の充実に努めるとともに、障害のある児童の家族を支援する体制の整備など、児童発達支援センターを中核的に位置付け、障害児通所事業所等の密接な連携を図り、重層的な支援体制の整備が必要です。

⇒ **取組1 (103 ページ)**

■ こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

児童発達支援と、こども園・幼稚園・保育園の併行利用が可能なことから、療育を受けながら地域のこども園・幼稚園・保育園に在籍する児童が増加しています。本市では、「障害児等療育支援事業」を民間事業者へ委託し、こども園・幼稚園・保育園への巡回支援の充実に努めるとともに、公・民の事業所による「保育所等訪問支援事業」の実施にいち早く取り組むなど、地域で育つ環境整備に努めてきました。今後は、こども園・幼稚園・保育園への在籍児童の増加に対応するために、両事業のさらなる充実に努めることが必要です。


⇒ **取組2 (105 ページ)**

取組1 障害の早期発見から健やかな育成のための療育支援

障害のある児童や発達支援の必要な児童を早期に発見し、支援につなげていけるよう、幼児健康診査をはじめとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童や家族については速やかにこども発達センターや児童発達支援センターにつなげ、センターを中核的に位置付け、関係事業所により適切な支援を提供します。

① 母子保健事業等の充実

〔こども発達センター〕

概要と方針	支援の必要な児童を早期に発見し、母子等の支援につなげていけるよう、こども発達センターとの密接な連携のもと、養育者への相談体制や乳幼児期の母子保健対策を充実させます。	
主な事業	◇幼児健康診査 (㊦地域保健課)	
関連事業		
○発達相談		◎こども発達センター
○地域子育て支援拠点事業		◎子育て支援課
○8か月児相談事業		㊦地域保健課
○子育て世代包括支援センター運営事業		㊦地域保健課

「柏市こども発達センター」


発育や発達に不安や心配がある段階の相談・支援から、毎日療育が必要な児童への支援まで、児童の状況に応じてさまざまな支援を提供しています。

また、柏市保健所、民間の児童発達支援事業所、こども園、幼稚園、保育園、柏市教育研究所等といった関係機関と積極的に連携を図り、発見から支援、さらに就学へと円滑に進んでいけるように、その時々に応じて最適な支援を提案できるよう心がけています。

さらにセンターでは、「柏市障害児等療育支援事業」を市内の民間児童発達支援センターに委託し、その中で学齢以降の人の相談・支援にも対応しています。

② 療育支援の充実

〔キッズルーム ひまわり〕

<p>概要と方針</p>	<p>早期支援の充実に対応するため、こども発達センターにおいては、支援を担当する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員等のスタッフを充実させ、適切な支援が適切な頻度で提供できる職員体制を構築することにより、各種支援の充実を図ります。併せて、保護者、家族向けの支援の充実を図ります。</p> <p>障害のある子どもがライフステージを通じて切れ目のない一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核的な支援施設として位置付け、自立支援協議会こども部会を通して障害児通所支援事業所と密接な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を推進します。さらに、特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応についての取り組みも行います。</p>	
<p>主な事業</p>	<p>◇外来療育相談支援（集団・個別）事業（◎こども発達センター） ◇児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の充実（◎こども発達センター，㊦障害者相談支援室）</p>	

関連事業	
<p>○キッズルームひまわり(児童発達支援)・キッズルームこすもす(医療型児童発達支援)運営事業</p>	<p>◎こども発達センター</p>
<p>○障害児等療育支援事業（巡回支援）</p>	<p>◎こども発達センター</p>
<p>○自立支援協議会こども部会の運営支援</p>	<p>㊦障害者相談支援室</p>
<p>○自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援(医療的ケアに関する相談支援専門員の研修)</p>	<p>㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室</p>
<p>○喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成</p>	<p>㊦障害福祉課</p>
<p>○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置^{新規}</p>	<p>㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室</p>

居宅訪問型児童発達支援とは…

現状のサービスでは、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていないことから、2018年度より、「居宅訪問型児童発達支援」として、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象とした発達支援サービスが提供されます。


取組2 こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

こども園・幼稚園・保育園に在籍する障害児が集団生活への適応促進を図るために、保育所等訪問支援、障害児等療育支援(巡回支援)の拡充に努めます。

また、さまざまな機会を利用して、こども発達センターを中心に障害児通所支援事業所とこども園・保育園・幼稚園、教育支援機関等との連携強化を図り、就学までのライフステージごとに切れ目のない支援の充実に努めます。

① こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

(キッズルーム こすもす)

概要と方針	<p>主に児童に対して直接支援を行う「保育所等訪問支援」と園の職員に対して支援を行う「障害児等療育支援事業(巡回支援)」について、関係機関との連携強化のもと、両事業の長所を活かして使い分けることにより、効率的で実効性の高い支援を行います。</p> <p>市内のこども園・幼稚園・保育園等の職員に『キッズルームひまわり』、『キッズルームこすもす』、『外来集団支援』の活動場面を公開し、支援方法等の理解促進に努めるとともに、各園との連携強化を図ります。</p> <p>発達支援の必要な子どもに対する専任の幼稚園教諭または保育士等を雇用している園に対して補助金を給付します。</p>	
主な事業	◇保育所等訪問支援事業 (◎こども発達センター, ㊦障害者相談支援室)	

関連事業	
○障害児等療育支援事業(巡回支援)(再掲)	◎こども発達センター
○こども園・幼稚園・保育園に対する公開療育・研修会等の開催	◎こども発達センター
○特定教育・保育施設等運営費等補助金	◎保育運営課
○私立幼稚園等運営費等補助金	◎保育運営課


② 障害の有無にかかわらず集団保育の推進

概要と方針	<p>障害の有無に関わらず集団保育を受けることができるように、市内こども園・保育園と関係する機関の連携強化を促進します。</p> <p>また、集団保育を希望する医療的ケア児の相談及び保育の環境づくりにも努めます。</p> <p>肢体不自由児や医療的ケア児への支援者を育成します。</p>
-------	---

関連事業	
○障害の有無にかかわらず集団保育の推進	◎保育運営課
○喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成(再掲)	㊦障害福祉課
○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 ^{新規} (再掲)	㊦障害福祉課
	㊦障害者相談支援室


③ 保育相談の実施

〔アシストコール〕

<p>概要と方針</p>	<p>保育運営課窓口のアシストパートナーが必要に応じて他機関への紹介や情報提供を行います。また、保育施設において在園児や地域の保護者に対して保育相談を実施します。</p>	
<p>関連事業</p>		
<p>○保育園における保育相談 ○アシストコール・アシストデスク事業</p>		<p>◎保育運営課 ◎保育運営課</p>

④ 就学時の切れ目のない支援の充実

〔ライフサポートファイル〕

<p>概要と方針</p>	<p>障害や発達気になる児童が、誕生から幼児期、学齢期とライフステージを移行する中で、児童の情報を一貫して管理し、引継ぎを円滑にするため「ライフサポートファイル」の活用を促進します。</p> <p>また、支援を必要とする児童の情報が確実に小学校等に引き継がれるよう、保護者や園・療育機関等が協力して「就学移行支援計画」を作成するとともに、保育所等訪問支援事業を有効に活用し、円滑な引継ぎを行います。</p> <p>こども園・幼稚園・保育園と小学校との連携が図れるよう、早期からの教育相談・支援体制の構築に向けた取組を行います。</p>	
<p>関連事業</p>		
<p>○ライフサポートファイルの活用促進 ○就学移行支援計画の作成 ○幼保こ小連絡協議会の開催 ○幼保こ小連携研究委員会による調査研究 ○乳幼児保健懇話会の開催 ○早期からの教育相談・支援体制構築事業 ○保育所等訪問支援事業（再掲） ○障害児支援利用計画の作成促進</p>		<p>◎こども発達センター ◎障害者相談支援室 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎保育運営課 ◎教育研究所 ◎こども発達センター ◎障害者相談支援室 ◎障害者相談支援室</p>

施策2 学齢期への支援の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育を推進していきます。
- ▶ 特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応も含めて放課後や休日の支援、家族の子育ての負担軽減となる施策を推進します。

(2) 現状と主な課題

■ インクルーシブ教育システムの構築

アンケート調査では、今後力を入れる障害者福祉の取組として「学校教育の充実」、学校生活を送る上で希望する援助として「教職員の専門性」が上位にあげられています。

本人の障害特性に応じた合理的配慮や教育等を推進することはもちろんですが、共生社会の形成に向けて、障害のある児童生徒とない児童生徒とが共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築を推進していくことが重要です。

このシステムを実現するためには、特別支援教育体制の充実や教職員の専門性の向上、多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進に努めていく必要があります。

また、障害のある子どもには可能な限り、早期から成人に至るまで、入学・進学・進級等ライフステージが変わっても、切れ目のない支援が受けられるよう、引継ぎの資料として「ライフサポートファイル」、「就学移行支援計画」、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等を活用し、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築していく必要があります。

⇒ 取組1 (108 ページ)

■ 放課後等支援の充実

アンケート調査では、利用したいサービスとして「放課後等デイサービス」や「通学援助」、学校生活で困ることとして「長期休暇時の対応に困る」が多く、放課後支援など障害の特性や家庭の状況に応じた短期入所などの居場所や預かり・外出サービスの充実が求められています。放課後等デイサービスについては、様々な分野からの参入が相次いでおり、質の向上が大きな問題となっており、増加する事業者への適切な指導も必要です。

また、ヒアリング調査では「肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスの充実」が求められており、整備をしていく必要があります。


⇒ 取組2 (111 ページ)

取組1 インクルーシブ教育システムの構築

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。

障害のある児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばして、将来自立し、社会参加することができるよう、特別支援教育の充実に努めます。

① 教育・福祉・医療・保育の連携による早期からの支援体制の構築


<p>概要と方針</p>	<p>入学・進学・進級等で、就学先やライフステージ、環境が変わっても、適切な支援や指導が継続して受けられるよう、「ライフサポートファイル」、「就学移行支援計画」、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等を活用し、教育・福祉・医療・保育の連携による一貫した支援体制の構築を目指します。</p> <p>また、幼保こ小、小中、中高の接続期の移行をなめらかにし、切れ目のない支援を行うため、関係機関の連携を強化します。</p>	
<p>主な事業</p>	<p>◇ライフサポートファイルの活用促進（再掲）（◎こども発達センター， ㊦障害者相談支援室，㊧教育研究所）</p>	
<p>関連事業</p>		
<p>○障害児等療育支援事業（巡回支援）（再掲） ○保育所等訪問支援事業（再掲） ○早期からの教育相談・支援体制構築事業（再掲） ○就学移行支援計画の作成（再掲） ○幼保こ小連絡協議会の開催（再掲） ○特別支援教育コーディネーター連絡会の開催</p>	<p>◎こども発達センター ◎こども発達センター ㊦障害者相談支援室 ㊧教育研究所 ㊧教育研究所 ㊧教育研究所 ㊧教育研究所</p>	

「ライフサポートファイル」

本市では、障害のあるお子さんや発達支援に配慮を必要とするお子さんを対象にサポートファイルを作成しています。お子さんの大切な成長の記録や医療・福祉サービスなどの利用に関する情報をまとめて整理することで、お子さんの成長とともに、教育、医療、福祉の支援者が変わったときに、スムーズな引継ぎや情報伝達に役立つことを目指しています。

② 多様な学びの場の整備と交流及び共同学習の推進

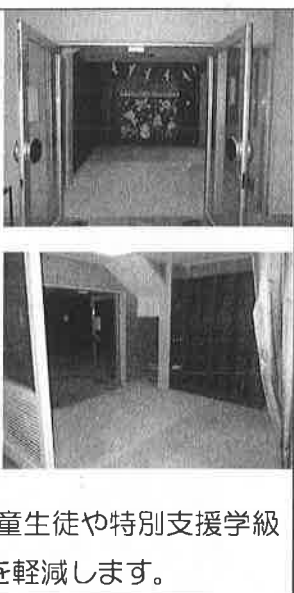
〔ことばきこえの教室〕

<p>概要と方針</p>	<p>障害のある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、適切な支援や指導ができるよう、通常の学級における合理的配慮の提供、特別支援学級や通級指導教室の整備、教育支援員(医療的ケアのできる教育支援員を含む)の適正な配置等に努めます。また、通常の学級と特別支援学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図ります。</p>	
<p>主な事業</p>	<p>◇多様な学びの場の整備 (㊦教育研究所)</p>	

<p>関連事業</p>	
<p>○交流及び共同学習の推進 ○居住地校交流 ○教育支援員(医療的ケアのできる教育支援員を含む)の配置</p>	<p>㊦各学校 ㊦特別支援学校 ㊦教育研究所</p>

③ 障害に配慮した教育環境の整備


〔体育館入口の段差解消〕

<p>概要と方針</p>	<p>障害の状態や教育的ニーズに応じて、施設のバリアフリー化やICTの導入等、障害に配慮した教育環境の整備に努めます。</p> <p>多様性を尊重し、より多くの児童生徒にとって学びやすい環境となるようユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境づくりや授業づくりを推進します。</p> <p>特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実を図ります。</p> <p>その他、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で学校教育法施行令22条の3に該当する児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減します。</p>	
--------------	---	---

<p>関連事業</p>	
<p>○障害に配慮した教育環境の整備 ○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境と授業づくり ○校内支援体制の整備・充実 ○特別支援教育就学奨励費</p>	<p>㊦学校施設課 ㊦各学校 ㊦教育研究所 ㊦学校教育課</p>

④ 教職員の専門性の向上


〔特別支援学級担任等の専門的な研修〕

<p>概要と方針</p>	<p>一人ひとりのニーズや特性に応じた教育の充実に向け、すべての教職員に対し、特別支援教育に関する研修を実施します。</p> <p>また、特別支援学級や通級指導教室の担当者等に対しては、より専門的な研修を実施し、巡回相談等による個別の指導・助言を行います。</p> <p>校内支援体制を充実させるため、特別支援教育専門指導員や担当指導主事等による巡回相談を実施し、適切な支援や指導について助言します。</p> <p>特別支援教育の専門家による専門家チーム会議において、指導・助言を受けながら、柏市の特別支援教育の推進・充実を図ります。</p>	
--------------	---	---

関連事業	
○特別支援教育に関する研修	◎教育研究所
○特別支援学級担任等の専門的な研修	◎教育研究所
○特別支援教育専門指導員等による巡回相談	◎教育研究所
○専門家チーム会議の開催	◎教育研究所

⑤ 教育相談・保護者支援の充実

〔パンフレット〕

<p>概要と方針</p>	<p>教育相談窓口に臨床心理士等を配置し、発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応します。</p> <p>なめらかな就学に向けて、就学移行期における就学相談や早期相談を充実させます。</p> <p>入学や進学に向けた不安が解消されるよう、就学・進学ガイダンスやパンフレット等で情報提供を行ったり、相談会を実施したりします。</p> <p>子育ての悩みを解消し、子育ての仲間づくりを行うため、ペアレント・プログラムを実施します。</p>	
--------------	---	---

関連事業	
○教育相談	◎児童生徒課
○就学相談	◎教育研究所
○早期からの教育相談・支援体制構築事業（再掲）	◎教育研究所
○就学ガイダンス・進学ガイダンス	◎教育研究所
○ペアレント・プログラム	◎教育研究所


取組2 放課後等支援の充実

家庭や状況に応じた預かりサービスが利用できるよう、放課後等デイサービス、こどもルームなどの放課後・休日支援を充実させます。

また、肢体不自由児や医療的ケア児も利用できる放課後等デイサービスの充実を図ります。


① 放課後等デイサービス事業等の充実及び質の向上

〔放課後等デイサービス〕

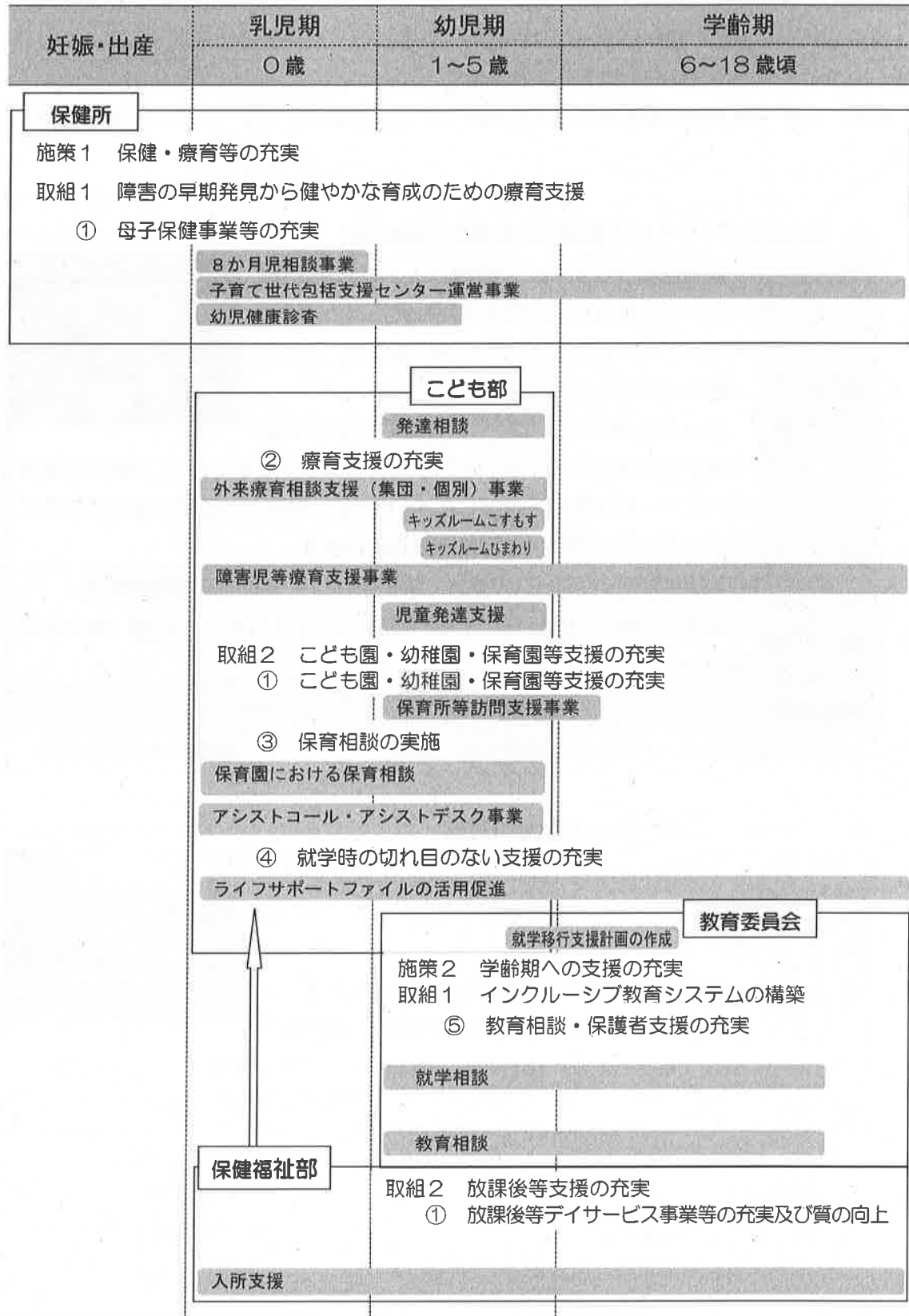
<p>概要と方針</p>	<p>放課後等デイサービス事業については、利用者のニーズに合った適切な支援が行えるよう、放課後等デイサービスガイドラインに基づき、その質の向上のための必要な指導を行います。</p> <p>肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスの充実を図るとともに、真に必要な放課後等デイサービス事業を推進します。さらに、障害のある児童生徒のための短期入所や居宅介護・外出支援を充実します。</p>	
<p>主な事業</p>	<p>◇放課後等デイサービスの充実（㊦障害福祉課，㊦障害者相談支援室） ◇障害児事業所の指定指導権限の移譲（2019年度～）新規（㊦障害福祉課）</p>	
<p>関連事業</p>		
<p>○自立支援協議会こども部会の運営支援（再掲）</p>		<p>㊦障害者相談支援室</p>

② こどもルームでの受け入れ体制の充実

〔柏八小こどもルーム〕

<p>概要と方針</p>	<p>放課後において障害のある児童生徒が安心して過ごせるよう、必要に応じてこどもルーム内の改修を行っていきます。</p> <p>また、障害の理解を深めるため、こどもルーム指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を推進するとともに、障害児等療育支援事業による巡回支援を行います。</p>	
<p>関連事業</p>		
<p>○障害に配慮した環境の整備 ○指導員研修 ○こどもルームへの巡回指導 ○障害児等療育支援事業（巡回支援）（再掲）</p>	<p>○学童保育課 ○学童保育課 ㊦教育研究所 ○こども発達センター</p>	

■ライフステージ別支援内容



評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

障害福祉計画 【柱5 子どもの成長への支援】

(1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画） (第4章 障害福祉計画 p147)
国の考え方	<p>① 児童発達支援センターの設置 2020年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>② 保育所等訪問支援事業の開始 2020年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>③ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の開始 2020年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>④ 医療的ケア児支援の協議の場の設置 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2018年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>
指標の説明	障害児支援の提供体制の整備等について、成果を計る指標です。

項目	単位	2020年度
児童発達支援センター	設置有無	有
保育所等訪問支援事業	開始有無	有
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業	開始有無	有
医療的ケア児支援の協議の場	設置有無	有

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	居宅訪問型児童発達支援 ^{新規} （第4章 障害福祉計画 p158）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
指標の説明	障害児通所支援のうち、居宅訪問型児童発達支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
居宅訪問型児童発達支援（利用児童数） ^{新規}	人/月	-	-	1	1	1
	人日/月	-	-	5	5	5

事業 No. 2	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター ^{新規} （第4章 障害福祉計画 p159）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。
指標の説明	障害児通所支援のうち、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの充実度を図る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
コーディネーター（配置人数） ^{新規}	人/月	-	-	5	6	7

事業 No. 3	児童発達支援・医療型児童発達支援（第4章 障害福祉計画 p157）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	<p>児童発達支援は、療育の必要性がある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により、治療を行います。</p>
指標の説明	障害児通所支援のうち、児童発達支援・医療型児童発達支援の充実度を計る指標になります。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	人/月	155	205	226	237	249
	人日/月	1,642	2,111	2,260	2,370	2,490
医療型児童発達支援	人/月	25	27	27	27	27
	人日/月	199	169	216	216	216

事業 No. 4	放課後等デイサービス（第4章 障害福祉計画 p157）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
指標の説明	障害児通所支援のうち、放課後等デイサービスの充実度を計る指標になります。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
放課後等デイサービス	人/月	407	491	648	712	784
	人日/月	4,564	5,729	5,832	6,408	7,056

事業 No. 5	保育所等訪問支援（第4章 障害福祉計画 p158）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
指標の説明	障害児通所支援のうち、保育所等訪問支援の充実度を計る指標になります。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
保育所等訪問支援	人/月	33	34	36	37	38
	人日/月	34	39	43	44	46

事業 No. 6	障害児相談支援（第4章 障害福祉計画 p159）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児相談支援
概要と今後	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
指標の説明	障害児通所支援を利用する児童を対象とした相談支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
障害児相談支援	人/月	97	103	113	119	125